

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 2 9 年 8 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 8 回定例総会議事録

署名委員 前田孝徳

署名委員 松崎文好

奄美市農業委員会第8回定例総会議事録

1. 招集日時 平成29年8月25日(金) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所4階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	前山重一郎	9	
2	西盛満	10	中棚昭三十
3	山下優子	11	肥後安美
4	榮清安	12	濱手薫
5	福島吉宏	13	土浜良二
6	前田孝徳	14	中村秀明
7	松崎文好	15	吉卓男
8	野崎清志	16	平井孝宜

4. 欠席委員 大山美智子

5. 議事に参与した者

事務局長 川内 進 事務局次長 池 秀平

笠利分室長 朝 至和

住用分室長 茂木 幸生 住用分室主幹 原 俊三

6. 報告事項

- ・意見徴収の報告について
- ・9月定例総会日程について

7. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第59号 非農地の認定について

議案第60号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第61号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

協議事項

- ・農業委員等ブロック別研修会について

(4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は15人であります。総会は成立いたしました。
これから、平成29年第8回定例総会を開会いたします。

(欠席委員は大山美智子委員)

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、6番前田 孝徳委員と7番松崎 文好委員
のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第56号から議案第61号までの6
件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としてお
ります。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入ります。

日程第3

議案第56号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といた
しますが、本案には会長の報告事項が含まれておりますので、議長を会長代
理に交代して議事を進めたいと思います。また、No.30には肥後委員に関す

る案件が含まれておりますので、No. 27からNo. 33のうちNo. 30を除いた案件を先に審議し、その後No. 30の審議を行いたいと思います。

(議長交代)

議長

(松崎会長代理)

議案第56号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

No. 27につきましては、売買による所有権の移転でございます。3ページにありますように受人は果樹28アールを栽培しており、取得地にも果樹を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No. 28につきましては、贈与による所有権の移転でございます。16ページにありますように受人は新規で24ページには営農計画書も添付されており、取得地にはタンカン、バナナ等を植栽する予定で問題はないものと判断いたします。

No. 29につきましては、売買による所有権の移転でございます。26ページにありますように受人は観葉植物24.4アールを栽培しており、取得地にも観葉植物を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No. 31につきましては、売買による所有権の移転でございます。44ページにもありますように受人は新規で50ページには永野計画書も添付されており、取得地にはタンカンを植栽する予定で問題はないものと判断いたします。

No. 32につきましては、使用貸借権設定の案件でございます。53ページにありますように受人は新規で69ページには営農計画書が添付されており、取得地にはパパイヤ、グアバを植栽する予定で問題ないものと判断いたします。

No. 33につきましては、売買による所有権の移転でございます。62ページにありますように受人は新規で69ページには営農計画書が添付されており、取得地にはパパイヤ、グアバを植栽する予定で問題はないものと判断いたします。No. 32とNo. 33で下限面積をクリアするという事になります。

議 長	<p>以上 6 件で、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上です。</p> <p>(松崎会長代理)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。</p>
1 番	<p>(前山委員)</p> <p>議案第 5 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 2 7 の調査報告をいたします。</p> <p>8 月 2 0 日 (日) 古田町の自宅を訪問しましたが、生憎この受人が留守でございまして、同居している子供さんがおられまして話しを聞きましたら、本人は私用で鹿児島の方に行っているという事で、用件を説明して私の連絡先の名刺を渡しましたら折り返し携帯に電話がありまして、受入とは電話で確認をさせて戴きました。不在者の渡人からはかれこれ 5 0 年程前に買い取っていて使っている所だそうでした、お袋さんの方に移転登記をお願いしていましたがなかなか進まず、渡人が海外の方に行ってしまったと事でそれっきり連絡が取れなくなってしまい、そのままになってしまったという事です。今回県の方で災害工事がなされるという事でその災害工事に係る部分だけを今回移転登記して、工事が終わった後畑として使える様になってから後の部分は申請しますという事で、このとおりに間違いございませんのでよろしく申し上げますという事でした。なお、「第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 2 7 の渡人について調査報告をいたします。</p> <p>渡人につきましては、1 1 ページ、1 2 ページに鹿児島県より申立があり裁判官より主文が言い渡され、不在者財産管理人として法務事務所が選任されましたので報告いたします。8 月 1 4 日午前 1 1 時 1 8 分選任された法務事務所に電話をして担当に聴衆する事が出来ました。この土地につきましては、この一帯が川沿いにあるため鹿児島県が擁壁を造る為に申請したとの事です。この土地につきましては、所有者が行方不明だという事で法務事務所が選任され、受入が渡人の法務事務所に代金を支払うという事になりました。</p>

た。また、不在者が現れた時は許可等の内容を説明し、法務事務所が不在者に売買金額を払うという事でした。ご審議の程よろしくお願いたします。以上です。

1 4 番

(中村委員)

議案第 5 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請No. 2 7 の土地について報告いたします。

8 月 2 4 日 1 1 時 3 0 分現地を調査しました。9 ページをご覧ください。申請地は住用総合支所の川向かいになります。道路と川の間であり約 4 メートル道路より低い土地となっております。現在タンカンの幼木が植えてあり管理がされています。隣の畑との境界には花木が植えてあり境界ははっきりしていると思います。以上です。

2 番

(西委員)

農地法第 3 条の規定による許可申請No. 2 8 について調査報告をいたします。

8 月 2 3 日 (水) 午後 5 時頃渡人は瀬戸内の実家にいるという事で電話での聞き取り調査をしました。受人とは夫婦です。今回申請の理由としては近いうちに離婚をするという事で、奥さんに畑を贈与したいという事です。地番、面積、対価は申請書のとおり間違いないという事です。

受人には 8 月 2 0 日 (日) 午後 5 時頃平松の自宅の方で聞き取り調査をしました。受人は現在の畑で果樹、野菜を栽培しており年間 3 0 0 日は畑にいるそうです。3 9 歳の息子がおり後継者だという事です。地番、面積、対価は申請書のとおり間違いないという事です。

申請地は知名瀬の集落から農道を 4 0 0 メートル程行った所にあり 2 1 ページの 1 筆はスモモ、マンゴー、1 筆はタンカンを植えています。2 2 ページの申請地にはバナナ、野菜等が植え付けられていました。

なお、「第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

1 3 番

(土浜委員)

議案第 5 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請No. 2 9 について調査報告をいたします。

8 月 2 0 日午後 3 時頃受人の自宅でお会いし話しを聞きました。観葉植物を福岡県や静岡県に出荷しているとの事で、規模拡大をしたいので友人から

話しのあった申請地を取得したいとの事でした。

8月22日午後2時20分頃朝分室長と一緒に渡人の自宅でお話を聞く事が出来ました。旦那さんが亡くなって自分で管理出来ないで親戚を頼んで買い手を探して貰ったとの事でした。土地の所在、面積及び対価等の内容に間違いのないとの事でした。

土地については8月22日午後2時頃朝分室長と現地を見に行きました。資料の32ページをご覧ください。申請地は緑ヶ丘浄水場の横にあり現在はサトウキビを収穫してそのままの状態でした。隣はサトウキビ畑でした。周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

事務局

(池次長)

農地法第3条の規定による許可申請No.31の受人について調査報告いたします。

8月14日14時50分に電話にて確認いたしました。受人は平成23年に神奈川県から来たIターン者です。来た当初はこちらでサーフィンをしてただ単に移住したいという軽い気持ちでいたようです。それから生活の為にアルバイトや農業の手伝いをする事になり、今現在は自然環境研究センターのマンダースバスターズで働いているという事です。農業の手伝いをしたのが西仲勝の研修センター卒業生の所で、同じIターンという事もあり今回の渡人との繋がりもあった事で果樹園の売買交渉を取り持った様です。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

12番

(濱手委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.31の土地について調査報告いたします。

8月17日譲渡人に電話連絡をいたしまして今回売買される畑を見せて戴きたいと話し、都合の付く日を相談しました。その結果7月18日が都合が良いという事でグリーンストア入舟店で午前9時に待ち合わせる事にしました。そこからは渡人の車に同乗されて貰い畑に向かいました。行く途中で畑は遠いですかと尋ねると、いいえ近いですよ、集落のすぐ傍ですよと言わ

れ、大川の近くの畑に案内されました。そこにはビニールハウスの2連が2棟、3連が5棟の合計7棟のビニールハウスのある畑でした。地図の場所とは大分違っていましたのでその地図を見て貰い、集落から大分離れている様ですがと言いますと、ああ山のタンカン畑だったと言われ場所を間違えた様でした。それから目的のタンカン畑へ向かいました。西仲勝集落から5キロメートル程登った古見安木屋場へ行く道路沿いの右側にありました。49ページをご覧ください。その畑は段々畑で5段あり上の方から下へ畑全体を歩いて案内して貰いました。その内2段は草刈りされていましたが残り3段は草刈りが必要な感じでした。畑にはタンカンと普通のミカン等200本程が植え付けてありました。帰る途中で名刺を渡されストアの社長である事を知りました。社長は元々農業が好きで有機栽培で野菜を栽培しストアで販売しておりましたが、最近では体調を崩しストアを運営しながら農業まではやれないとの事です。今回の申請の畑もビニールハウスの畑も手放すという事です。以上です。

2番 (西委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.31の渡人について調査報告いたします。

8月20日(日)午前10時頃グリーンストア入舟店の2階で聞き取り調査をしました。渡人は年齢75歳、職業はストアの社長だという事です。今回土地を売りたい理由としては7、8年前この土地を浦上の方から100万円で買ったそうで、タンカン100本以上植え付けてあり人を雇って管理しており、どうしても人件費で赤字になったり、渡人も年で足がうまく歩けないという事で、知人の紹介を通して受人に売りたいという事です。対価も面積の割に安いのではと聞きますと高値はあまり考えておらず、兎に角出来ないで売りたいという事です。地番、面積、対価については申請書のとおり間違いはないという事です。以上です。

10番 (中棚委員)

議案第56号農地法第3条の規定による許可申請No.32とNo.33は譲渡人と譲受人が同一人物ですので一緒に報告いたします。

譲受人には8月19日朝9時頃日本人宅に訪問しましたが留守のため、8月22日電話にて書類の確認と話しを伺いました。当の本人は種子島にいて引越しの準備中だという事です。No.32の使用貸借10年間の件について話しを伺い、本人は渡人の畑には何度か足を運んでいて実際に奄美にてパ

パイヤ、グアバ等果樹栽培をしているとの事でした。No.33の売買による所有権移転の農地にもパイヤ、グアバ等を植え付ける予定であり、今回営農計画書も添付されておりますので、農業委員会の審議よろしくお願ひしますとの事でした。

譲渡人には8月19日朝9時頃に本人宅にて書類の確認と話しを伺い、No.32の使用貸借の10年無償貸し付けについては使用貸借契約書もあり、間違いありませんと確認が出来ました。No.33の売買による所有権移転についても書類の確認をし話しを伺ったところ、申請書類のとおりでありますのでよろしくお願ひしますとの事でした。

土地の確認については、No.32の農地について8月22日朝10時頃に譲渡人と私二人で現地の確認をしました。農地は赤木名集落から平集落へ向かう市道沿いにあります。58、59ページにある様に赤木名の安田コンクリートプラントから万屋方向へ200メートル程先を右折し、更に400メートル先程の右手にあります。畑にはタンカン、バナナ、グアバ等が植えてあり、受人が植えたパイヤ等が確認出来ました。農業をする意欲も見られ問題ないと思います。周辺農地にはサトウキビが植えてあります。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

11番

(肥後委員)

議案第56号農地法第3条の規定による許可申請No.33の土地について調査いたしましたので報告いたします。

8月22日9時30分現地において渡人、朝笠利分室長、私と中棚委員も加わりまして現地を調査しました。場所は68ページをご覧ください。万屋集落内にありまして申請地の左側の県道は上がアヤマル岬、下が奄美空港、左が太陽が丘公園、右が宇宿漁港という位置関係です。67ページをご覧ください。申請地は隣接地と一体となっており、受人が代表を務めていた会社所有の宅地だと伺いました。砂採取の跡地で埋め戻しをした所ですが、パイヤやグアバを栽培する事は出来る状態です。出来れば受人本人も立ち会って戴きたかったのですが不在で叶いませんでした。ご審議をよろしくお願ひします。以上です。

議長

(松崎会長代理)

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>一寸お聞きします。これは裁判所が入っている様で、面積が1,093平方メートルの内213平方メートルをされたという事で、これは県の申請によつての事だとは思いますが、残りの分はそのまま放置してあるという事によろしいのでしょうか。この分だけを裁判所の審判でするという事ですか。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>そうですね、この分だけです。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>裁判所でやった案件にしては対価がもの凄く高くないですかね。平方メートル当たり4,700円で宅地以上に高いのですが。これは裁判所からの審判ですが周辺との関連もなしにどういうふうにして対価を決めたのか、分かりましたら教えて下さい。これは県が工事をする為に不在者管理人を選任してそれを買うという事ですよね。それにしても無茶苦茶に高くないですか。普通こういう場合は周辺の価格に合わせて設定するのではないのですか。</p>
1 番	<p>(前山委員)</p> <p>私も価格については聞いてはおりませんが、1,093平方メートルの内213平方メートルというのは、この護岸工事に係る部分だけであつて、残りの部分はそのまゝ畑としてミカンも植えているので使いたいという希望だという事で、一括して全部登記が回れば良いのですが、今回に関しては色々資料も必要となりこの部分だけにしましたと、後護岸工事が終わつてからまた畑として使う時に、新たに申請を出して登記も回したいという事でした。こちらは50年程前に買い取つた土地ですので現時点で買い取る時の対価だとは思ふのです。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>残りの分筆する分についても本人が使えるという事ですな。</p>
1 番	<p>(前山委員)</p> <p>はい、そうです。ずっと以前から使つているという事でミカンを植えてあり、商売をする訳ではないのですが、知人等に送つて喜ばれているのでこのまゝ使いたいという事でした。</p>

1 5 番	(吉委員) 今現在使っている所を結局県が工事する為に登記がはっきりしないので県が不在者財産管理人を選任して登記し、その分は買いきましょうという事ですか。
1 番	(前山委員) 県もそれをしないと事業が進められないという事でこういう事になっています。
1 5 番	(吉委員) 後ろの部分も含めた金額という解釈なのでしょうね。
1 番	(前山委員) これは既に50年程前に買い取っていたのですが、今所有権移転をしないとその後の県の工事が出来ないので新しく3条申請で登記を回して、それから県の方に回すという事になると思うのです。その為の対価の設定だと思うのです。
1 5 番	(吉委員) その土地を不在者管理人が買ってそれで県が工事をして県が土地代を払うという形ですか。
1 番	(前山委員) そう言う事になります。
1 5 番	(吉委員) 県が申請をして不在者管理人を選定してこの方から県が買って工事をして土地代として払うという事ですね。
1 番	(前山委員) そう言う事になりますね。手続き上どうしても受人に登記を回さなくては災害工事も進められないからという事で、兎に角移して貰ってからという事です。
1 5 番	(吉委員)

	<p>この対価で買ってその土地を県が工事をする為を買うという事ですね。</p>
事務局	<p>(原住用分室主幹)</p> <p>私の親の土地も県に買収された事がありますが、平方メートル当たり2,100円で同じ金額でしたので買う値も売る値も恐らく同じ金額だと思うのです。県の条例の中で購入、売買する金額は恐らく一緒だと思います。高いというのものもあるかも知れませんが、実際自分の親の土地を売買した時に非常に良い金額で売買して貰った金額です。全く金額は同じです。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>分かりました。</p>
1番	<p>(前山委員)</p> <p>受人が不在者に金を払うという事ではなくて、今回県が工事をする土地の代金がこの対価だという事で、逆に受人の方に県の方から入ってくる形になると思います。その時は新たに5条申請が出るのか県の災害工事なので必要ないのかは分かりませんが、そう言う形になると思います。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>はい、分かりました。</p>
議長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p>
16番	<p>(平井委員)</p> <p>No.31の受人ですが団体職員でマングースバスターズだというお話ですが、今まで全然農業をやっていなくて今後どうやっていきたいのか伺っていませんか。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>この受人は先程も説明しましたが、最初は軽い気持ちでこちらに来たのですが、マングースバスターズに入る前生活の為にその当時に知り合った研修センター卒業生との中で農業の手伝いをずっとしていたと、ハウスで仕事をしていたその内に別の仕事を持って、マングースバスターズで仕事をしている内に収穫の際も手伝いをしていると、その中でこう言う話が出て来たとい</p>

う事で、本人がここでタンカンを植えて生計を営みたいという事です。一番怖いのはIターン者が今迄途中で投げて帰ってしまうと言うケースが多々あるので、そこら辺を一寸見てやりたいのですが、使用貸借とか賃貸借でもないしちゃんと売買という形でやっていますので、それなりにちゃんと気持ちもあるのだろうと言う事で判断をしているところです。

16番

(平井委員)

私の聞き間違いかも知れませんがタンカンは現在20本なのでしょうか。

12番

(濱手委員)

200本です。

16番

(平井委員)

樹齡的にはどれ位の木がどう言う感じなのでしょうか。

12番

(濱手委員)

まだ伸びそうな木でそれほど大きくはないです。高さで言えば3メートル程です。若い小さい木もあります。

16番

(平井委員)

これだけ纏まった土地がなかなか無い中で安木屋場にも新規就農者が入っていて本当は拡大を目指している人がいて、この話を恐らく聞いていないと思うのです。仲介が知人であったとは思いますが、そういう中で農業委員会が関わるという事はなかなか難しいのですか。

事務局

(池次長)

金額も驚く程安いですし成木も200本あるし、経営的にも即来年から収穫出来るという事でこういうのは特殊なケースだと思うのです。これとは別にあっせんという形で安木屋場の果樹園を購入したい方で手を上げている方は何人かいらっしゃいます。その中で買いたいという人もいますし売りたいという人もいます。その場合は場所をちゃんとその人達に教えて現地を見せてという形で検討しているところではありますが、何せ荒れている樹園地が多いもので購入したいという方からは返事を貰っていないところです。この土地に関しては特別ですが、今後安木屋場若しくは本茶、根山も名義が分からない所が出て来るのではないかと思う所です。後継者も育てば良いのですが

	<p>育たない状況にある中で、早めにこう言うものがあれば農業委員会に売りたいと言えば、こちらとしてもあっせんもって行って早めにそう言う樹園地を売買契約という形にもっていきたいと思っているところです。</p>
<p>1 2 番</p>	<p>(濱手委員)</p> <p>これは安いなとは思いますが、本人が山に行きながら場所を間違えて7棟のハウスに案内されましたが、そこで研修センター卒業生と繋がりがあって7棟はこの方が譲り受けるらしいです。1, 0 0 0 万円程したらしいのですが本人が体調を悪くして放置するのは勿体ないので、Iターンの方でとても農業を一生懸命やっている方なので譲ろうという事で値段を付けているのです。これは金の問題ではなく体調を崩して一生懸命やりそうな農家の方に譲るという事でこれは成り立っているのです。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>(池次長)</p> <p>補足ですが、こう言う風に農地を売買とかする際に周辺の住民の理解、又は周辺の農地の所有者との協力と言うのが一番大事だと思うのです。研修センター卒業生の方もそう言う形で農業研修生であり独り立ちして現在に至っているところですが、以前から一寸トラブルがあります。住民との仲が良くないとか農地を借りた際に排水を勝手にやって農地の所有者からは返してくれと言う苦情もありました。そう言う事もありまして農政の方からは厳重に注意されたところでして、今回こうやって仲を取り持ったかも知りませんが申請者はこの譲受人と譲渡人です。譲受人に関しては若しこの案件が通りましたら、近くに金城さんの樹園地もありますし安木屋場果樹生産組合もありますので協力して、一人一匹狼の様な事はしない様な形で協力をすると、又新規にやるのであればやはり果樹部会に参加をしてちゃんと協力して下さいという事は申し添えたいと思っているところです。</p>
<p>議 長</p>	<p>(松崎会長代理)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p>
<p>4 番</p>	<p>(榮委員)</p> <p>No. 3 2、No. 3 3は譲受人、譲渡人共に同じ住所になっていますが親子なのでしょうか。</p>
<p>1 0 番</p>	<p>(中棚委員)</p>

実際はIターン者になります。渡人の2階が空いているものだからそこに
住まわせて渡人の土地と一緒に農業を応援するという形ですという話を
聞いています。

15番

(吉委員)

60ページの契約書に印鑑がありませんが、これでは無効ではないです
か。

事務局

(池次長)

この契約の事に関してはこの許可を得てから印鑑という形になります。

15番

(吉委員)

調査された方に聞きたいのですが、No.33は対価が平方メートル当たり
2,700円と非常に高いのですが何か理由を聞いていますか。

10番

(中棚委員)

それに関しては聞いてはいませんが、受人とは昔からの付き合いで本人も
会社役員だと言う事で金が一寸あると言う感じで渡人が話しを持っていった
と思います。

15番

(吉委員)

無償で貸すのもあるのでこの部分については高いという事ですね。

議長

(松崎会長代理)

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第56号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査委員
による調査意見の報告のとおり許可意見と認めることにご異議ございませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第56号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果No.30を除いて許可することに決定いたしました。</p> <p>No.30を議題といたします。</p> <p>肥後委員の退席を求めます。</p> <p>(肥後委員退席)</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>No.30につきましては、売買による所有権の移転でございます。35ページにありますように受人はサトウキビ512.9アールを栽培しており、取得地にもサトウキビを植える予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>以上1件でございます。</p>
議長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
8番	<p>(野崎委員)</p> <p>議案第56号農地法第3条の規定による許可申請No.30について調査報告いたします。</p> <p>8月18日13時に申請地におきまして譲受人、譲渡人とお会いして調査いたしました。譲渡人は今後農業が出来ないという事で同じ集落の譲受人に譲るという事でした。当人は同窓生で同じ集落です。譲受人、譲渡人二人共に申請書のとおり間違いがないという事で確認をいたしました。譲渡人は女手一つでは今後農業は無理だという事でした。</p> <p>土地の方は譲受人が段取りをして夏植えの準備をしているところでした。</p> <p>なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第56号農地法第3条の規定による許可申請No.30については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号農地法第3条の規定による許可申請No.30については、審議の結果これを許可することに決定いたしました。

肥後委員の着席を求めます。

(肥後委員着席)

日程第4

議案第57号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(川内局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

No.5につきましては、スーパーマーケットを建設するための申請でございます。申請地は笠利町用安の県道沿いで旧道との交差点付近で、都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

以上1件でございます。

議長

(松崎会長代理)

それでは本案に対する担当委員による調査意見の報告を求めます。

事務局

(朝笠利分室長)

議案第57号の内法第4条の規定による許可申請No.5について調査報告をいたします。

申請人が龍郷町赤尾木在住という事で、8月21日午前10時30分頃電話にて申請内容の確認を行いました。申請人は笠利町用安出身で現在龍郷町赤尾木でタクシー会社を経営している状況です。申請地は数年前から遊休地状態で今回土地の有効利用を図りたいという事で、島人マートの店舗建設を予定しているという事です。なお、事業資金については全額融資を受ける予定になっています。翌日の8月22日午後1時30分頃申請人の案内で土浜委員と共に申請地を確認しました。以上報告を終わります。

13番

(土浜委員)

農地法第4条の規定による許可申請No.5の土地について調査報告いたします。

8月22日午後1時30分頃朝分室長と一緒に現地にて申請人から話しを聞く事が出来ました。土地については資料の74ページから76ページをご覧下さい。ばしゃ山村近くの県道用安バイパスと旧道の間であり、申請地は現在草が茂っていて殆ど遊休農地となっていました。周りには農地はありませんでした。ご審議の程よろしく申し上げます。以上です。

議長

(松崎会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第57号農地法第4条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号農地法第4条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認め、これを許可することに決定いたしました。

事務局	<p>日程第 5</p> <p>議案第 5 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。</p> <p>(川内局長)</p> <p>(議案の朗読及び農地区分の報告)</p> <p>No. 2 5 につきましては、賃借権設定の案件で、資材置場を建設するための申請でございます。申請地は名瀬西仲勝の大川小中学校と尻無川との間の農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断されます。</p> <p>以上 1 件でございます。</p>
議長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p> <p>順次、譲受人、譲渡人、土地の順に報告をお願いいたします。</p>
1 番	<p>(前山委員)</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請 No. 2 5 の借人について報告をいたします。</p> <p>8 月 1 9 日 (土) 借人の事務所を訪問しまして本人から聞き取り調査をいたしました。その結果申請書のとおり地番、対価等間違いありませんという事で、借人の会社の方で契約をして使用しようとするものです。以上です。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請 No. 2 5 の貸人について報告をいたします。</p> <p>8 月 1 4 日午前 1 1 時 1 5 分借人が大和村津名久在住という事で、本人に電話して申請内容について話しを聞きました。貸人は以前朝仁に住んでいた際農業をしたくて現在の農地を購入しました。当初はバナナや野菜等を植えていましたが、段々と手薄になりここ最近は遊休地となってしまいました。農業をする様な畑でもなくなった為今回借人に資材置場として賃借権設定をしたという事です。申請書のとおり間違いのない事を確認しました。ご審議の程よろしく申し上げます。以上です。</p>

3 番

(山下委員)

議案第 5 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請No. 2 5 の土地について報告いたします。

8 月 1 6 日 (水) 午後 4 時 3 0 分に山下推進委員と 2 名で現地確認をいたしました。9 5 ページをご覧ください。下の方に大川小中学校とあります。大川小中学校の上にグラウンドがあります。グラウンドの横が申請地になります。申請地の現状は膝丈程の草がありますが、草刈をすればすぐに利用出来る状態です。事前着工はありません。周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。その他記載内容には問題ない事を報告いたします。以上です。

議 長

(松崎会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番

(前山委員)

追加で報告をします。9 4 ページの地図を見ますと、申請地の真中に 1 筆空き地がありますが、ここも借りられる様に契約をする予定で、現在まだ決着が付いていないという事で、これは話しが付いたので改めてこの部分については申請を上げますという事でした。以上です。

議 長

(松崎会長代理)

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 5 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 5 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認め、これを許可することに決定いたしました。

<p>議 長</p>	<p>(議長交代)</p> <p>(前山会長)</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>議事を再開いたします。</p> <p>日程第 6</p> <p>議案第 6 2 号非農地の認定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(川内局長)</p> <p>(議案の朗読及び説明)</p> <p>No. 9 につきましては、平成 5 年頃から休耕放棄しており農地として利用できないための申請でございます。申請地は笠利町和野の空港手前の海岸に近い場所で凹地になった所になります。</p> <p>No. 1 0 につきましては、平成 1 4 年頃から休耕放棄しており農地として利用できないための申請でございます。申請地は笠利町和野の No. 9 と隣接した場所です。</p> <p>No. 1 1 につきましては、平成 2 3 年頃から宅地として利用されており農地として利用できないための申請でございます。1 1 7 ページには顛末書も添付されております。申請地は名瀬大熊町のカトリック教会近くの都市計画区域内の農地です。</p> <p>現地の状況等については担当調査委員より報告があると思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上 3 件でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>1 1 番</p>	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p> <p>(肥後委員)</p> <p>議案第 5 9 号非農地の認定申請 No. 9 、 No. 1 0 について調査しましたが、この 2 件は隣接していますので一緒に報告いたします。</p> <p>8 月 2 2 日午前 1 0 時申請地において笠利分室長、私肥後と申請人が合流立会の下調査をいたしました。場所は和野集落の奄美空港寄りの集落の外れ</p>

で現在の県道と旧県道の間です。現地は雑木が大木となって生い茂ってありました。先に来られたNo.10の申請人は申請人が体調不良とかで娘さんが代理で来られて花菓を伺いました。申請に間違いはないのでよろしくとの事でした。

No.9の申請人は少し遅れて来られて10時15分頃から話しを伺いました。祖父が亡くなってからは道路の便利が悪く耕作出来なくなったと話され、今後も耕作は無理だと思うので申請したとの事でした。

No.9、No.10いずれも現場を見る限り非農地と認める事が適當ではないかと思いました。以上です。

事務局

(池次長)

議案第59号非農地の認定申請No.11について報告いたします。

申請人は現在兵庫県伊丹市に在住しております。申請人によりますと顛末書に書いてあるとおり、平成11年に住宅を建築した際換地処分を行わず仮換地の状況でした。その当時は父親もまだ健在で4条申請を後にすると思われましたが、父親が亡くなり申請をせずに現在に至ったという経緯であります。現在の住宅は第三者に貸しているという事で申請人は奄美に帰って来るかは未定だという事でした。申請内容については相違ありませんとの事でした。審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

12番

(濱手委員)

非農地の認定申請No.11の土地について報告いたします。

8月19日午前11時30分頃土地の所有者である申請人に電話をいたしまして、非農地の申請がなされていますが本人が兵庫県伊丹市ですので、どなたかこの地大熊で立ち会いをして貰える方はいませんかと尋ねましたがいないという事でした。その間に農業委員会からこの件で電話がありましたよという事でした。私は現地担当なので現地を見たいのですがと話し、この図面を元に確認をする事にしました。申請人によると既に建物も建っているし宅地の一部ですので、非農地と宅地の区分は付けにくいですよという話でした。その場所は既に立派な建物が建っておりその区別は付きませんでした。大熊地区は都市計画で殆ど家が移転しましたので、元々畑であった場所へ移転した方が多く畑から宅地への手続きが遅れていると思われました。これもその一例だと思います。以上報告いたします。よろしく申し上げます。

議 長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
推進委員	<p>(白石委員)</p> <p>No.9、No.10の周りの土地はどうなっていますか。</p>
11番	<p>(肥後委員)</p> <p>海側から山に向かいまして今の新しい道路に向かいまして左側は宅地、右側は同じ様に雑木が生えています。上の方は以前5条申請で資材置場になっております。畑はちょっと新しい県道の方にありますがその周辺は荒れています。</p>
推進委員	<p>(福委員)</p> <p>補足説明をいたします。昭和60年代のまだ空港が完成していない時に、この近くの道路が名瀬・笠利線の主要道路だったのです。その頃この場所の近くにカラオケとかダンスホールとかあり賑やかな場所だったのですが、空港が出来てバイパスが出来てからこう言う原野の状態になっているのが状況ですが、これは隣接していますので今回非農地で認定されるとそこを整地して、リゾート地とかそう言う建設する可能性があるのではないかという考えを思っていますが、これはあくまでも参考意見です。</p>
11番	<p>(肥後委員)</p> <p>今農地として再生出来るかどうかという事ですので、今のところ申請人もそう言われますし私は仕方ないのではないかと思います。先程言われたダンスホールはまだずっと集落寄りの場所になります。そういう状況です。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>一寸お聞きしたいのですが、No.11の手続きがされなかったと言う事はこの間に残った部分だけもれたという事ですか。何か換地の関係で仮登記とか言っていますが、家を建てた所は登記したのだけれどもこの部分だけは忘れていたという事ですか。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p>

恐らく付け換地か何かで後で番号を振られてそのままになったのではないかと思います。

議長

(前山会長)

都市計画の場合他にあった農地を持ってきて一緒にする事が出来るのです。それは以前の番地で今は新しい番地に代わって続き番地になっているのですが、偶々農地は農地のままになっていたのかも知れません。そう言った可能性が大きいと思います。恐らく都市計画をした所はこう言う案件が出て来ると思います。

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第59号非農地の認定については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号非農地の認定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第7

議案第60号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたしますが、本案には濱手委員に関する案件が含まれておりますので濱手委員の退席を求めます。

(濱手委員退席)

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

<p>議長</p>	<p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。</p> <p>議案第60号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第60号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>濱手委員の着席を求めます。</p> <p>(濱手委員着席)</p> <p>日程第8</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第61号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>(朝笠利分室長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第61号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号笠利地域農用地利用集積（利用権設定）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

これから協議会へ移します。

・農業委員等ブロック別研修会について

(前山会長)

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成29年8月25日

奄美市農業委員会
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 川内 進

